

○議長（茅沼隆文）

引き続き、一般質問を行います。

10番、星野洋一議員、どうぞ。

○10番（星野洋一）

皆様、こんにちは。10番議員、星野洋一です。

それでは、通告に従いまして1項目、質問させていただきます。「子どもの貧困実態と今後の取り組みについて」。

子どもの貧困はなかなか見えにくく、その対策については社会問題となっております。子どもの育成には、行政、学校、地域が一体となった連携を図っていく必要があります。

国では、平成25年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律を成立させました。さらに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱が平成26年8月29日に閣議決定されております。また、平成27年3月に県が子どもの貧困対策計画を策定し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念を定めた。子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行われなければならないとしております。

しかし、厚生労働省の示す子どもの相対的貧困率は平成24年度に16.3%で、6人に1人が対象となる。子どもは町の宝であり、子どもの生まれ育った環境に左右されないように町全体で必要な環境整備に取り組んでいく必要があることから、町の実態調査現況と今後の希望を持てる具体的な取り組みについて所見をお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、星野議員の御質問にお答えをいたします。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月17日に施行されました。この法律の施行を受け、国では、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定し、神奈川県では「子どもの貧困対策推進計画」を平成27年3月に策定をいたしました。

ここで定められた施策の取り組み方針では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の大きく四つの視点で施策に取り組んでいくこととされております。また、「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月1日に施行され、国、都道府県、福祉事務所を設置する市等の責務などが定められ、それぞれの立場で貧困対策に取り組んでおります。

それでは、初めに町の実態調査について、お答えをいたします。

厚生労働省が示す相対的貧困率とは、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のことをいいます。貧困線とは、生活する上で実際に使える金額である世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整して算出した等価可処分所得の中央値の半分の数値をいいます。定義上の数値の求め方は大変複雑となっており、同じ定義で町の状況を把握するためには、世帯員の年齢構成、それぞれの所得、社会保障費の給付実績、税等の控除などの情報をもとに、子どもを含む世帯一人あたりの等価可処分所得を算出する必要があるため、町単独での算出は難しく対象者を特定することも困難だと考えております。

しかしながら、町民全体の所得水準を平成27年度の課税状況で見ると、総所得金額を納税義務者数で除した開成町町民一人あたりの総所得金額は331万6,000円、収入ベースで482万4,000円であったのに対し、神奈川県内町村の平均は315万3,000円、収入ベースで462万円であり、町村の平均を上回るとともに、小田原市、南足柄市を含む県西地域2市8町の中では一番多く、二番目に多い小田原市を約12万円上回っている状況にあります。また、平成29年3月時点の生活困窮世帯に支給される生活保護費の受給世帯数比率は、神奈川県全体では2.9%であるのに対し、開成町では1.4%にとどまっております。

このような状況から、開成町では、これまで実施している低所得者向けの施策を直ちに拡充することよりも、全ての子どもに対する子育て支援の充実に取り組んでいくべきと考えております。

次に、具体的な取り組みについて、お答えをいたします。

町では、貧困世帯のみを対象としたものではありませんが、日本一元気な町を目指して、子育て世代の方に愛着を持って住んでいただけるよう、これまでも様々な子育て支援策を充実させてきました。一つ目に子育ての支援体制では、母子健康包括支援センター、町内2カ所の子育て支援センター、子ども・子育て支援室の設置及び町担当部署への専門職の配置など、事案の把握や気軽に相談できる体制を充実させております。

平成28年度において、子ども・子育て支援室で新規案件として対応した児童家庭相談の件数は30件で、それぞれの事案が複雑な要因によるものであることから一概には言えませんが、そのうち、おおむね3割程度の事案が相談者の経済的負担を含むものであります。町としましては、住民に最も身近な公共機関の役割として、実態をしっかりと把握し、住民に寄り添い一緒に解決策を考えながら町や県など関係機関が実施する様々なサービスにつなげ、相談者が置かれている状況を改善できるよう対応しております。

二つ目に子育ての環境整備では、開成南小学校の開校、開成小学校の大規模改修、開成町駅前子育て支援センターの開設をはじめ、平成29年度には酒田みなみの保育園の開園、母子健康包括支援センターの開所などに取り組んでまいりました。

三つ目に子育ての経済的支援では、小児医療費、ひとり親医療費などの医療費の助成、児童手当の支給、就学援助費の支給、育英奨学金の貸付などを実施しております。また、保護者から支払っていただく幼稚園、保育園の保育料については、所得実態に配慮した制度としております。

一例を挙げると、保育所保育料では、所得区分または複数のお子さんを養育する方への多子軽減により、保育料を無料としている子どもは全体の約1割、半額としている子どもは全体の約2割、合わせて約3割の子どもに軽減措置を講じております。このような支援体制や様々な事業を通じ、引き続き、きめ細かく丁寧に住民に対応することで町としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

どうも、御答弁ありがとうございます。それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

答弁の中で、定義上の数値の求め方は大変複雑となっており、同じ定義で町の状況を把握するためには、世帯員の年齢構成、それぞれの所得、社会保障給付実績、税金の控除などの情報をもとに、子どもを含む1世帯1人あたりの等価可処分所得を算出する必要があるため、町単体での算出は非常に難しく対象者を特定することも困難だと考えているという答弁をいただきました。それでは、この対象者の特定が難しい、分かっていないということであれば、貧困家庭に対する対策はどのようなデータを使ってつくっているのでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

まず、貧困率の数値の求め方でございますが、今の町長答弁のとおり大変複雑になってございます。これにつきましては、国で実施しております国民生活基礎調査という調査がございます。これは、全数調査ではなくて、ある一定の比率で抽出した世帯の方々から必要な情報を調査として集めてデータ化して、それに基づいて貧困率を算出するという形になっております。したがって、この調査から得られた貧困率そのものが、ある特定の個人を特定して、この世帯については貧困に当てはまる、当てはまらないということを特定するものではなくて、日本全体として貧困の動向がどういう状況にあるかというのを算出するために行っている調査となっております。

では、具体的に施策を講じるためにどうしているかということなのですが、それぞれが開成町も含む公共サービスとして実施している事業につきましては、それぞれの事業で、例えば所得の制限を設けたりだとかという形の中で、それぞれの個別の事業

の中でそれぞれの対象者を特定して事業を行っている。その結果として貧困対策につながるというような形で実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

個別の事業として、それから抽出をしている。要するに、全般的な開成町の人数は分からないということになるわけでしょうか。その辺、ちょっと確認したいのと、そのほかに、私、2年前にひとり親の家庭の貧困とかその他について質問しましたが、そういうものを使って、それに近いような数字を出していると考えたほうがよろしいということでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

すみません。先程のお答えの仕方、ちょっと御説明が不十分だったのかなと思いますが、例えば、貧困率の貧困に当てはまる世帯は誰だという特定はできないのですが、先程申しあげたように、例えば、ひとり親の医療費助成に該当する世帯は何世帯あるのだといえ、定義上の所得水準がありますので、その水準に当てはまる方は何世帯、何人いますという形では把握はしていると。同様に、例えば、生活保護に値する方がどのくらいいるのかとか、こういったサービスに該当する方は何人いるのかという、それぞれの個別の事業ごとに対象者は把握しているという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

個別ごとに状況をということは了解いたしました。

それでは、国の子ども貧困対策の推進に関する法律によりますと、第4条、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する、第14条では、国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究、その他必要な施策を講ずるものとなっております。

開成町の子どもがどのようになっているか把握して、初めて現実に即した計画ができあがると思いますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、基本概念として子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援など施策を講じることを定めております。子どもの貧困対策のまさに根源であると思うこの条文に対する具体的な施策ですか、町はこの施策をどのように考えているか、お教えいた

だきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

町としては、町長答弁で申しあげたとおり、まず、全国的に見て貧困の状態がさほど全国に比べるとひどいような状況ではないという実態を踏まえまして、その上で、所得水準が低い家庭に対しては、これまでも様々な給付事業等は実施しているといった実態がございます。

星野議員もおっしゃったような国の大綱の中の各事業の整理なのですが、よく読み込んでいきますと、都道府県または福祉事務所を設置する市に課せられているという事業が多くて、個別具体の事業については、先程からも出ている都道府県の計画の中だとかに具体的には事業化されて書かれているといった実態がございます。したがって、制度上は町として法律等に定められた事業を直ちに実施する義務はないのですが、実態を踏まえながら進めていく必要があるのかなと考えております。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

この大綱、福祉部署及び都道府県がメインというか、そちらに行っているということは了解いたしました。

それでは、次に、答弁の中でございます、平成28年度において子ども・子育て支援教室の新規案件として対応した児童家庭相談の件数は30件であり、それぞれの事案が複雑な要因によるものであることから一概には言えないが、そのうち、おおむね3割程度の事案が相談者の経済的負担を含むものであったと答弁いただきました。

町では、先程もおっしゃったように、実施している低所得者向けの施策を充実することよりも、全ての子どもに対する子育て支援の充実に取り組んでいきたいということをお答えしておりましたが、実質的に、先程、9人から10人程度ですかね、数が少なくとも貧困家庭は必ずいるということもこのことは物語ってしまっていて、子どもの貧困対策は、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなければならないと述べられております。

周りのみんなにとっては当たり前前の生活が自分だけ享受できないというのは、子どもに壊滅的なダメージを与えます。そして、「何で僕だけできないの」を繰り返した子どもたちは、もう、その言葉を言わなくなるそうです。そのかわりに、ある言葉を繰り返すようになります。それは、次のような言葉です。「どうせ僕なんて」。そのような子どもたちをつくらないように、たとえ少数であるかもしれないけれども支援

の充実に取り組むべきであると私は考えますが、先程の答弁いただいたことについて、いかに考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今、開成町の貧困の難しい数字の中の実態はできないのですけれども、可処分所得等の中で、開成町、神奈川県の平均の中で良い数字が出ているという中で、相対的に少ないのではないかと想定の中で、少ないから、それをしなくて良いという話をしているわけではなくて、少ない中でもきちんと。例えば保育料、先程、説明しましたけれども、軽減措置をしたり小児医療費を無料にしたり、こういう個別の中できちんと低所得者に対して配慮をしているという、そう考えておりますので、少ないから、それをしないということではありませんので、それは誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

先程の子ども・子育て支援室長の御説明の中から、また何人ぐらいただろうというお話をいただいたのですけれども、私ども、先程も申したとおり、貧困対策という事業を直接的には義務として負っているわけではないのですけれども、都道府県であったり、そういったところできちんとした対策がとられています。私どもは、そういった相談に、例えば、「私は経済的に困っているのです」という一言だけで来られる相談者はまずなくて、御夫婦の関係であるとか御両親の関係、就労の関係、そういった形で御相談になった中で、何割程度と申しましたのは、その中に、「では、経済的に困っているのだね」ということが含まれていましたらということで先程の数字を申しております。

それで、現実的に、そういった困っているという相談が含まれている部分につきましては、先程も申しましたとおり、社会福祉事務所であるとか、そういったライフサポートセンター、もしくはお食事にも困っているというようなことがありましたら、そういった食事を提供するというような施策にきちんとつなげていくと。私ども町としての責務としましては、御相談を受けられます第一義的な立場にありますので、そういった方たちを提供されている社会資源に結び付けていくというのが大事ななと思ひまして、やっているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

町の立ち位置というのですか、そういうのは理解いたしました。社会福祉事務所と

か、その他にやりながら町として支援していくということで。

それでは、拡充政策の一端として自分の考えていることなのですが、町はいろいろな支援策を確かに行っていますが、貧困家庭における学習支援等については、どのような施策を考えておりますでしょうか。確かに、今、言われたように、いろいろなところに相談してというのものもあるかもしれませんが、町としての単体として、もう少し補助できるものもあるのではないかと考えられますが。

例えば、近頃、近隣の町、NPO団体や委託事業者等を使って学習支援を行っているところもあると思います。生活困窮者自立支援法の対象とする方針により、生活環境世帯の子どもたちの学習支援事業で学力の向上を図っているところもあると聞き及んでおります。開成町は、ひとり親家庭や生活保護受給者にアンケートとかヒアリングを行って学習支援等のニーズを調査・研究したり、そういうのは行っていますでしょうか、お教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えになるかどうか分かりませんが、今、公教育に来ている子どもたちの実態は、必ずしも全員が全員、経済的に恵まれているとは言えませんが、学校として担任が見た状態の中で、やや、これは生活に困窮しているのではないかなということ把握した場合には、就学援助費の申請を出すように親と話をしています。ですから、就学援助費によって、ある程度、学校で最低限の経済援助はできていると思います。ですから、給食費の未納も全くありませんので。そういう意味では、開成町は、先程、町長答弁でありましたように、経済的に貧困であるというのは実数としては出ていないかなと思います。

ですから、公教育に来ている子どもたちの学習権というのは、やはり授業の中で子どもたちに基礎学力をきちんと定着させることが最大の目的ですので、公教育の中で、決められた時間の中で子どもたちに基礎的学力を定着させるという指導をすることを前提としております。ですから、学習支援は学校にいる時間の中でおおむね指導していけると今のところは考えます。個別指導を必要とする子どもにつきましては、そこで特別支援教育を保護者が要望してくる場合には、そういう個別支援をしますけれども、その他の学力向上のために親からのアンケートやニーズがあるかということ、今、議員の御質問でありますけれども、今のところないと考えて良いかなと思っています。アンケートも、とったことはありません。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

アンケートも、とったことないということですか。分かりました。

厚生省における子どもの貧困対策の中で、子どもの生活、居場所づくりの中ですか、

平成28年度から実施されています放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し悩みの相談を行いつつ、基本的な生活慣習の習得支援、学習支援、食事の支援等を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取り組みを支援するという事になっているそうです。

平成31年度に放課後児童クラブと放課後教室を改革して時間を延長して強化を求めるといふ、前、ちょっと答弁をいただいたことがあります、この中で、学習支援が受けられるようなものをつくるというお考えはないのでしょうか。先程、言ったように、確かに授業中で全てのものができれば、それは一番良いのですが、どうしても普通の子どもたちより学習塾に行けない、その他、経済的な弱いところがあると、そういうところがなかなかついていけないのではないかと思うことがありますので、もし、そういう自治体の取り組みを支援するものがあるのであれば、こういうものを使ってちょっと学習の向上を狙うということはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。

ただいまの放課後子ども教室と放課後児童クラブ云々の中で学習支援をする考えはないかということですが、現在、水曜日だけやっております放課後子ども教室の中でも、宿題をやる時間とか、あるいは工作をする時間とか絵を描く時間、自分な好きな本を読む、読めないところを教えてください、いわゆる大きく言えば学習支援的な内容は、十分とは言えませんが、週の中で1日ですけれども、今、計画しています。

今後、平成31年に、放課後児童クラブが毎日やっていることと、どのように整合性を持ちながら統一していくかということにつきましては、教育委員会として今、社会教育委員会に諮問をしております、様々な実態を調査して、開成町にとってどのような形が一番良いのかということを探している状況です。その中で、今、議員おっしゃるとおり、学習支援的な要素が含まれるかと。多分、含まれるのではないかと私も理解しております。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

今度、改革される放課後児童クラブ、それで支援がもうちょっとできたら、大変、それは良いことだと思いますので、よろしく願いいたします。

貧困は、子どもの成長に様々な影を落とします。家計が苦しいために進学を諦めるを得ず、学校では疎外感を感じ、将来に希望を持つことができない。子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困の連鎖をすることがないように、町として対策、支援を要望して今回の質問を終わりといたします。